



## 森田恵三社会保険労務士事務所 関西社会労働保険問題懇話会

便り No.53

(労働保険事務組合 関西社労懇)

〒610-1101 京都市西京区大枝北沓掛町2丁目12-3 サンシティ桂坂参番館 415  
TEL 075-203-6224 FAX 075-203-1573 E-MAIL [sugi-sr@maia.eonet.ne.jp](mailto:sugi-sr@maia.eonet.ne.jp)

**労働保険年度の時期が近づいてきました。中小事業主の労災保険特別加入制度の注意点についてご説明いたします。**

ご加入いただいている労働保険事務組合関西社労懇の中小事業主労災保険特別加入制度は、事業主やその家族、役員など、本来労働者として認められない方が、労働保険事務組合に加入し、任意に特別加入することで、労働者と同様のケガなど労働災害が起こった時に、国の労働者災害補償保険（労災保険）が保険給付される制度です。

**◆特別加入者に労災事故が起こった時の給付内容は？**

労働者と同様の労災保険給付が受給できます。具体例として、治療費が無料になったり、休業をされる場合、1日当たり給付基礎日額（1日 3,500円～26,000円まで選択して事前に加入）の80%が、就労不能と医師が認めた期間（自宅療養期間を含み、治癒（ちゆ）または症状固定で治療を終了させる期間）まで、最長1年6か月間給付されます。その他、障害が残った場合の障害補償一時金や年金、介護状態となった場合の、介護補償給付や万が一お亡くなりになられた場合の遺族一時金や遺族補償年金などが受給できます。

**◆中小事業主等の業務災害とは**  
就業中の災害であって、次のいずれか

に該当する場合に保険給付が行われます。

- ①特別加入時の申請書に記載した業務内容またはそれに直接附帯する業務で、就労時間内に被災した場合。（事業主の立場で行っていた業務は対象外）
- ②労働者の時間外労働又は休日労働に応じて就業していた場合
- ③①または②に前後して行われる業務で準備や後始末の行為を行っていた場合
- ④①②③の就労時間内における事業場施設の利用中または施設内で行動中。
- ⑤事業の運営に直接必要な業務のために出張する場合。（事業主の立場で行われる出張を除く）
- ⑥労働者と同等の通勤手段、通勤経路で通勤途中。
- ⑦事業の運営に直接必要な行事に労働者を伴って出席する場合。

**◆事業主等の立場で行う業務、業務災害と認められない業務についての注意点**

特別加入者が労働災害として保護される業務の範囲は、労働者の行う業務に準じた範囲であり、事業主として業務を行っていた場合の災害は補償の対象となりません。例えば、

- ①法人等の執行機関として出席する株主総会、役員会、事業主団体等の役員として出席する当該団体の会議、事業主として行う得意先の接待、銀行への融資相談など事業主として業



務を行っているときに被災した場合。  
②同一の中小事業主が2つ以上の事業の事業主となっている場合で、中小事業主特別加入の承認を受けている事業でない方の業務中に被災した場合。

#### ◆建設業事業主が加入する一人親方労災特別加入とは

従業員を雇用しておらず、誰にも雇われずに一人で下請け事業主として事業を請け負い、業務を行っている場合に加入ができます。保険の加入方法や補償内容、業務として認められる範囲は前述と同じです。

#### ◆加入時の身分証明書の提出について

今般、労災保険の特別加入者に係る不正受給事案が散見されることから、厚生労働省より、再発防止の取り扱いとして次のように通達が出されました。

特別加入手続きにあたっては身分を証明するものの提出が必要となります。よって当事務組合に特別加入手続きをしていただく際は、運転免許証やマイナンバーカード、パスポート、資格証明書などのいずれかのコピーによって本人確認させていただきますのでご協力くださいますようお願いいたします。

#### ◆特別加入の新規の申し込みや給付基礎日額の変更手続きについて

労働保険は、平成30年4月1日～平成31年3月31日が保険年度です。次年度からの給付基礎日額の変更を希望される場合は、当年度中（平成30年3月31日まで）にご連絡ください。また、新規に役員や家族の追加でご加入される場合も当年度中にお手続きをした場合は、4月1日から補償を開始することができます。年度の途中でお手続きをする場合は、労働基準監督署へ書類申請をした日の翌日からの補償開始となりますので、できる限り当年中にご連絡ください。

#### ◆労災保険に加入する場合の保険料は？

労災保険料は業種や過去の労働災害率

によって3年毎に見直しがあります。次年度は改定年にあたるため、現在の国会で審議中で、建設業や製造業は改定の予定です。成立後改めてご案内させていただく予定をしています。



#### ◆建設業事業主の特別加入

本来、労災保険の特別加入は任意で加入いただく制度ですが、建設業では、業務中の労働災害が多いため、従業員を雇用(100日以上)している場合は、中小事業主労災特別加入、従業員を雇用していない場合は、一人親方労災特別加入としての保険加入の確認が厳しくなっています。また、従業員に給料として支給している場合は、通常の労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の加入手続きが必要です。今一度、働かれている形態についてご確認ください。

**トピックス 健康保険料、介護保険料が改定になります。**

健康保険料及び介護保険料の保険料額表が3月分（4月納付分）から改定されます。給与計算の際、ご注意ください。

#### ～当事務所よりひと言～

☆労災保険はパート、学生アルバイト、正規従業員に関わらず、たった1日の日雇いアルバイトでも、その日に災害にあった場合には幅広く補償される制度です。また、業務中だけでなく、通勤途中の事故であっても補償されます。国の強制保険ですから、自動車保険のように保険を使う労働災害が起こっても次年度の保険料が上がることはありません。労災事故があった場合に、労働基準監督署の調査が入るので労災隠しをするといった誤った認識も散見されます。正しく労災保険制度を利用いただき、全ての労働者が安心して働ける環境と、事業主が責任を持って補償をする信頼関係を築いていただきたいと思います。詳しいことは当事務所までご相談ください。

(文 特定社会保険労務士 杉原 純子)

